

大和市開発事業の手續及び基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年6月28日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第50号

大和市開発事業の手續及び基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大和市開発事業の手續及び基準に関する条例施行規則（平成19年大和市規則第87号）の一部を次のように改正する。

第22条の見出しを「（委任）」に改め、同条を第33条とする。

第21条中「第44条第2項」を「第57条第2項」に改め、「（第11号様式）」を削り、同条を第31条とし、同条の次に次の1条を加える。

（様式）

第32条 この規則の規定により使用する様式は、別表第2のとおりとし、その内容は別に定める。

第20条第1項中「第41条第1項に規定する」を「第54条第1項の」に改め、同条第2項中「第10条に規定する」を「第20条第1項の規定による」に、「説明等」を「説明」に改め、同条第3項中「第10条第2項の近隣住民等説明報告書」を「第20条第2項の報告書」に改め、同条を第30条とする。

第19条第1項中「第32条第1項に規定する」を「第43条第1項の」に改め、同条を第28条とし、同条の次に次の1条を加える。

（自動車駐車施設の設置基準）

第29条 条例第51条第2項に規定する規則で定める来客用の自動車駐車施設の収容可能台数は、当該住宅の戸数に100分の2を乗じて得た数以上とする。

2 条例第51条第3項に規定する規則で定めるサービス用自動車駐車スペースの設置基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 道路（サービス用自動車が行き来可能な敷地内の通路がある場合は当該通路）に接し、自動車が安全に出入りできる場所とすること。

(2) サービス用駐車スペースである旨の表示をすること。

3 条例別表第1に規定する共同住宅等から除く用途は、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項のサービス付き高齢者向け住宅その他駐車施設の設置が不要と市長が認める用途とする。

第18条中「第31条に規定する」を「第42条の」に改め、同条第1号中「すべて」を「全

て」に改め、同条を第27条とする。

第17条中「第30条に規定する」を「第41条の」に改め、同条を第26条とする。

第16条第1項中「第29条第2項第2号に規定する」を「第40条第2項第2号の」に、「同号に規定する」を「同号の」に改め、同条第2項中「第29条第3項」を「第40条第3項」に改め、同項第1号中「第29条第2項」を「第40条第2項」に改め、同項第4号中「無い」を「ない」に改め、同条第3項中「第29条第3項」を「第40条第3項」に改め、同条第4項中「第29条」を「第40条」に改め、同条を第25条とする。

第15条中「第26条第2号に規定する」を「第37条第2号の」に改め、同条を第24条とする。

第14条の見出しを「(完了検査等)」に改め、同条中「第20条第1項」を「第30条第1項」に、「届出は、工事完了届出書(第10号様式)」を「完了検査の申請は、完了検査申請書」に改め、同条に次の3項を加える。

2 前項の完了検査申請書には、開発事業の内容に応じ、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 委任状
- (2) 公図の写し
- (3) 地番目録
- (4) 案内図
- (5) 土地利用計画図(完了図)
- (6) 公共施設の新旧対照図(完了図)
- (7) 工事写真
- (8) その他市長が必要と認める書類

3 条例第30条第3項の規定による中間検査の申請は、中間検査申請書により行うものとする。

4 前項の中間検査申請書には、開発事業の内容に応じ、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 委任状
- (2) 公図の写し
- (3) 案内図
- (4) 土地利用計画図(中間検査時点での完了図)
- (5) 公共施設の新旧対照図(中間検査時点での完了図)
- (6) 工事写真

(7) その他市長が必要と認める書類

第14条を第22条とし、同条の次に次の1条を加える。

(公共施設の帰属)

第23条 条例第31条の規則で定める図書は、公共施設等引渡書及び次の各号に掲げる公共施設の区分に応じ、当該各号に掲げる図書とする。

(1) 道路、公園、排水用地等の帰属の場合 次に掲げる図書

ア 登記原因証明情報及び登記承諾書

イ 案内図

ウ 印鑑証明書

エ 確定測量図

オ 地積測量図

カ 公図の写し

キ 登記事項証明書

ク その他市長が必要と認める書類

(2) 防火水槽（附属設備を含む。）の帰属の場合 次に掲げる図書

ア 案内図

イ 平面図

ウ 縦横断図

エ 全体写真

オ 地下埋設図

カ 構造図又は標準断面図

キ 敷地求積図及び地積測量図

ク 隣地境界承認書

ケ 工事費の記載のある資料

コ その他市長が必要と認める書類

第13条中「第19条」を「第29条」に改め、「（第9号様式）」を削り、同条を第21条とする。

第12条第1項中「第17条第1項に規定する」を「第27条第1項の」に改め、「（第7号様式）」を削り、同条第2項中「第17条第2項」を「第27条第2項」に改め、「（第8号様式）」を削り、同条を第20条とする。

第11条第1項中「第16条第1項」を「第26条第1項」に、「の届出」を「に係る承認の申

請」に、「開発事業者変更届出書（第6号様式）」を「開発事業者変更承認申請書」に改め、同条を第19条とする。

第10条の見出し中「軽微な」を「開発事業の」に改め、同条第2項中「第15条第1項」を「第25条第3項」に、「申請」を「届出」に、「開発事業計画変更承認申請書（第5号様式）」を「開発事業計画軽微な変更届出書」に改め、同項を第3項とし、同条第1項中「第15条第1項」を「第25条第1項」に、「次に掲げるものとする。」を「条例第5章に規定する開発事業の基準の内容に該当しないものであって、近隣住民の住環境に影響を及ぼさないものとする。」に改め、同項各号を削り、同項を第2項とし、同条に第1項として次の1項を加え、同条を第18条とする。

条例第25条第1項の規定による開発事業の内容の変更に係る申請は、開発事業計画変更承認申請書により行うものとする。

第9条第1項中「第12条第1項」を「第22条第1項」に、「第4号様式」を「開発事業協議申請書」に改め、同条第2項中「第12条第2項」を「第22条第2項」に改め、同項中第11号を第12号とし、第10号の次に次の1号を加え、同条を第17条とする。

(11) 条例第30条第3項第1号の規定により中間検査を行う開発事業にあつては、中間検査時における公共施設新旧対照図、公共施設新旧対照表及び土地利用計画図

第9条を第17条とする。

第8条中「第10条第2項」を「第20条第2項」に改め、「（第3号様式）」を削り、同条を第15条とし、同条の次に次の1条を加える。

（協議状況報告書）

第16条 条例第21条第3項の規定による協議の状況を記載した報告書は、協議状況報告書とする。

第7条中「第10条第1項」を「第20条第1項」に改め、同条を第14条とする。

第6条の見出し中「標識」を「開発事業に係る標識」に改め、同条第1項中「第9条第1項」を「第19条第1項」に改め、「第2号様式。」を削り、同条第2項中「お知らせ板を開発事業区域が接する道路（以下「前面道路」という。）」を「前面道路」に改め、同条を第13条とする。

第5条第1項中「第8条」を「第18条」に改め、「（第1号様式）」を削り、同条を第12条とし、第4条の次に次の7条を加える。

（大規模土地取引行為の届出）

第5条 条例第8条第1項の規定による届出は、次に掲げる図書を添付して大規模土地取引行為届出書により行うものとする。

- (1) 位置図
- (2) 案内図
- (3) 公図の写し
- (4) 土地の登記事項証明書
- (5) その他市長が必要と認めるもの
(大規模土地利用構想の届出)

第6条 条例第9条第1項の規定による届出は、次に掲げる図書を添付して大規模土地利用構想届出書により行うものとする。

- (1) 案内図
- (2) 公図の写し
- (3) 土地の登記事項証明書
- (4) 現況図
- (5) 土地利用方針図
- (6) 公共施設及び公益的施設整備方針
- (7) 周辺住民等の特定に関する図書
- (8) その他市長が必要と認めるもの
(大規模土地利用構想に係る標識の設置)

第7条 条例第11条第1項の規定により設置する標識は、大規模土地利用構想のお知らせ（以下「土地利用構想のお知らせ板」という。）とする。

2 大規模開発事業者は、土地利用構想のお知らせ板を開発事業区域が接する道路（以下「前面道路」という。）に接する部分（開発事業区域が100メートル以上にわたって前面道路に接する場合にあっては、100メートル以内ごとの部分）で当該開発事業区域の外部から見やすい場所に設置しなければならない。

3 大規模開発事業者は、土地利用構想のお知らせ板が破損し、若しくは倒壊し、又は記載内容が不鮮明にならないように設置しなければならない。

(大規模土地利用構想に係る周辺住民等への説明会)

第8条 条例第12条第1項の規定により開催する説明会には、大規模開発事業者が出席しなければならない。

2 条例第12条第1項の規定により説明会を開催するときは、次に掲げる事項を説明しなければならない。

- (1) 事業者に関する事項

- (2) 土地利用方針に関する事項
- (3) 公共施設及び公益的施設の整備方針に関する事項
- (4) 周辺環境への影響に関する事項
- (5) その他市長が必要と認める事項

3 条例第12条第2項の規定による周知は、文書により行わなければならない。

4 条例第12条第3項の説明会の内容を記載した報告書は、周辺住民等説明会報告書とする。

5 前項の周辺住民等説明会報告書は、説明会において配布した資料その他市長が必要と認めるものを添付しなければならない。

(大規模土地利用構想に対する意見書)

第9条 条例第13条第1項の規定による意見書の提出は、大規模土地利用構想意見書により行うものとする。

(大規模土地利用構想の意見書に対する見解書)

第10条 条例第14条第1項の規定による見解書の提出は、大規模土地利用構想見解書により行うものとする。

(大規模土地利用構想の指導又は助言に対する回答書)

第11条 条例第15条第2項の規定による大規模土地利用構想の指導又は助言に対する回答書の提出は、大規模土地利用構想回答書により行うものとする。

第4条を削る。

第3条中「第4条第3号に規定する」を「第4条第6号の」に改め、同条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(近隣団体)

第3条 条例第2条第5号の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 自治会
- (2) 大和市みんなの街づくり条例（平成10年大和市条例第7号）第10条の規定により認定された地区街づくり協議会
- (3) その他市長が必要と認めたもの

別表中「第17条」を「第26条」に改め、同表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第 2 (第 3 2 条関係)

様式番号	様式の名称	関係条文
第 1 号様式	大規模土地取引行為届出書	第 5 条
第 2 号様式	大規模土地利用構想届出書	第 6 条
第 3 号様式	大規模土地利用構想のお知らせ	第 7 条
第 4 号様式	周辺住民等説明会報告書	第 8 条
第 5 号様式	大規模土地利用構想意見書	第 9 条
第 6 号様式	大規模土地利用構想見解書	第 1 0 条
第 7 号様式	大規模土地利用構想回答書	第 1 1 条
第 8 号様式	事前届出書	第 1 2 条
第 9 号様式	開発事業のお知らせ	第 1 3 条
第 1 0 号様式	近隣住民等説明報告書	第 1 5 条
第 1 1 号様式	協議状況報告書	第 1 6 条
第 1 2 号様式	開発事業協議申請書	第 1 7 条
第 1 3 号様式	開発事業計画変更承認申請書	第 1 8 条
第 1 4 号様式	開発事業計画軽微な変更届出書	第 1 8 条
第 1 5 号様式	開発事業者変更承認申請書	第 1 9 条
第 1 6 号様式	開発事業廃止届出書	第 2 0 条
第 1 7 号様式	開発事業廃止のお知らせ	第 2 0 条
第 1 8 号様式	工事着手届出書	第 2 1 条
第 1 9 号様式	完了検査申請書	第 2 2 条
第 2 0 号様式	中間検査申請書	第 2 2 条
第 2 1 号様式	公共施設等引渡書	第 2 3 条
第 2 2 号様式	立会検査員証	第 3 1 条

第1号様式から第11号様式までを削る。

附 則

この規則は、平成30年7月1日から施行する。